

		<p>森林温暖化防止への貢献など、環境林としての役割發揮が強く求められている。このため、公社においても、経済林としての育成に加え、造林地の立地条件に応じて、公益的な機能をより高度に発揮させるため、多様な森林の整備を推進していくことが重要になる。環境林への位置づけの論議が全国的な広がりを見せる今日、森林の有する多面的機能を発揮させる観点から公社が実施する造林事業の重要性を踏まえ、更なる公社に対する支援策を国に働きかけるとともに、公社経営の抜本的な改善と借入金の軽減が図られるよう、制度の変革を含め検討を進めていく。</p>
(22)	貸付制度の抜本的な変革が必要なもの	<p>(分収育林事業資金)</p> <p>林業公社がおこなう分収育林事業（緑のオーナー制度）に対し、年間60万円ほどの貸付を行っており、少額ではあるが、公社造林推進事業資金と同様な問題がある。</p>
(22)	貸付制度の抜本的な変革が必要なもの	<p>(分収育林事業資金)</p> <p>分収育林事業（緑のオーナー制度）の巡回管理費用として必要な資金であり、直ちに制度自体を廃止することはできないが、さらなる森林管理手法の見直しを検討するなかで、借入金の縮減に努める。</p> <p>また、公社造林推進事業資金同様、制度の変革を含め、検討を進めていく。</p>
(23)	貸付金の利用実績に応じて貸付金額、方法を見直すべきもの	<p>(といったけ原木確保資金)</p> <p>貸付金の根拠となる借入申請書の計画数量により貸し付けているが、原木仕入れ額、オガ粉等仕入れ資金としての利用実績は、12年度は59%、13年度</p>
(24)	不動産担保等による物上保証を確保すべきもの	<p>(県産材流通活性化資金)</p> <p>県と取り交わされている信用証書第6条に基づき、県森連の理事3名が個人として連帯保証しているが、物的担保をとっていない。資金の範囲は営業全般にわたるもので多額であり、現在の経済変動の激しいときには、債権保全のための貸付先の不動産担保等による保全、あるいは連帯保証人の所得財産証明類等の入手により、連帯保証人の適格性について検討するようにされたい。</p>
(24)	不動産担保等による物上保証を確保すべきもの	<p>(県産材流通活性化資金)</p> <p>貸付額が多額であることから、県森連の所有地に根抵当権を設定し、連帯保証人と併せて債権保全につとめることとする。</p>
(25)	合理化計画の策定が形式的であるも	<p>(木材産業等高度化推進資金)</p> <p>県は合理化計画の承認を行うことになっているが、平成12年度における2組合の合理化計画申請書は、初年度の増加量が大きく、それ以降の伸びが絶対量で定量となっている。これは木材産業等高度化資金の申請の要件に1人あたり生産量を増やすことが条件となっているので、計画においてこの要件</p>
(25)	合理化計画の策定が形式的であるも	<p>(木材産業等高度化推進資金)</p> <p>の</p> <p>合理化計画の認定の際に、中小企業診断士に意見を聴き、より現実にそつた計画を作成するよう指導していく。</p>
(23)	貸付金の利用実績に応じて貸付金額、方法を見直すべきもの	<p>(といったけ原木確保資金)</p> <p>平成14年度分実績報告より、原木等の利用実績を記載することにより、利用実態が把握できるようにした。</p> <p>また、平成15年度分貸付から、県森</p>

に合致するように作成する結果となる。国の制度の趣旨を考慮し、木材産業者が、現実にそった経営を円滑に行えるよう申請の基礎となり、かつ弁済の基礎となる経営計画申請手続きを検討されたい。

(26) 利用実績のない貸付金について利用の向上を図るべきもの

(林業改善資金)

この制度は、間伐の推進、能率的な技術の導入などを助長する資金で、対象経費が細分化されており、国が指定した資金メニューに合致した場合に貸し付けられる資金のため、需要者のニーズに合わない資金は利用されなかつた。利用されない原因を究明し、その利用促進の方法を検討されたい。借用証書に法人代表者の記入の無いものがあり、契約書の作成に十分注意を払うべきものである。

(26) 利用実績のない貸付金について利用の向上を図るべきもの

(林業改善資金)

本制度の根拠である「林業・木材産業改善資金助成法」が平成15年5月に改正され、国で定めたメニュー方式の貸付から、借受者の自己発意型の貸付に制度改正が行われた。県においても貸付規則を改正するとともに、制度のPRに努めている。また、借用証書に法人代表者の記入のなかつたものについては、法人に記入をしてもらい、その後の借用書作成に際しては、細心の注意を払い適正な業務執行に努めている。

(27) 制度の広報等の見直しを図るべきもの

(林業就業促進資金)

平成9年度にこの貸付制度ができることがない。現在59の対象事業体があり、県においても説明会を行いPRしているが利用が少ない。研修資金については別途設けられている技術・技能の向上の助成金制度が利用されてい る。

当制度は創設されて5年目であり融資枠2,400千円、造成額10,800千円と

いう少額な資金であるが、現在の利用状況ではこの資金の目的を達成することができないので広報等の検討が必要である。また、平成13年度については、実績報告書の提出がなく、実績報告書に基づきその効果を検討すべきである。

(28) 貸付率が低く、貸付制度を見直すべきもの

(母子寡婦短期援助資金)

県から母子寡婦福祉連合会に対して平成12年度、13年度とも2,000万円の貸付がなされている。

必要ならば、利率の見直し、広報の充実などについて検討するとともに、貸付金額を実績水準に減額すべきである。

なお、母子寡婦福祉連合会の決算書に貸借対照表がなく、財産目録はあるが固定資産の項目がなく、借入金2,000万円が記載されている。決算書の作成を指導されたい。

(28) 貸付率が低く、貸付制度を見直すべきもの

(母子寡婦短期援助資金)

母子寡婦福祉連合会に委託する新規事業を展開する中で、貸付制度のなお一層の周知を図っていく。

また、母子寡婦福祉連合会において、資金を借りやすくなるよう審査期間を短縮し手続きの改善を図るとともに、利率3%の見直しについての検討を促しているが、改善により実績が上がらなかつた場合には、実績に見合った予算額への見直しを行うこととする。

なお、決算書の作成については、指導した。

(27) 制度の広報等の見直しを図るべきもの

(林業就業促進資金)

制度の周知方法を林業労働センターと協議した結果、センター広報誌へ制度紹介記事を掲載し、認定事業体へは制度説明資料の配付を行った。また、貸付要領に基づき、実績報告書を提出させるとともに、適正な事務処理を行うよう指導した。

(29) 回収に努力すべきもの

(母子・寡婦・父子福祉資金)

平成9年度以降の母子寡婦福祉資金特別会計の償還率は減少している。不況の影響があるとはいえ、償還率が年々悪化している状況にあるので、回収に努力すべきである。

(29) 回収に努力すべきもの

(母子・寡婦・父子福祉資金)

償還率の向上を図るため、文書及び電話による指導、償還督促期間を設けての訪問指導の実施、担当職員、母子自立支援員等による訪問指導の強化、貸付審査時の償還能力チェックの強化、口座引き落としの推進などの対策を行うこととした。

(30) 回収不能なものは不納欠損処理すべ

(30) 回収不能なものは不納欠損処理すべ

きもの（母子・寡婦・父子福祉資金）
母子寡婦福祉資金の未収金について、不納欠損処理が行われていない。状況を精査し、回収不能なものは、不納欠損処理を行うべきである。

(31) 制度及び貸付金額を検討すべきもの
(国民健康保険)

診療報酬支払資金貸付金)
各保険者（市町村）が、国民健康保険診療報酬の支払いに支障をきたした場合に、運合会が保険者に代わって立替払いすることになっている。

当該立替払いの原資として、県から運合会に1億円貸し付けられている。しかし、最近10年間は立替払いの実績はないので、制度そのものを廃止する方向で検討されたい。

(32) 貸付契約が申請より早いので申請について見直すべきもの
(民間社会福祉施設振興資金貸付金)
貸付契約は毎年4月1日であるが、山梨県社会福祉協議会からの申請は6月以降となっており、制度貸付の合意性や有効性の判断の前に貸し付ける形となっている。平成14年度から改正されているが、申請即貸付となるので、適切な審査の時間が確保されるよう申請日を見直すべきである。

(33) 制度貸付の目的が達成されていないこと

きもの（母子・寡婦・父子福祉資金）
未収金の不納欠損処理については、全庁的な対応の中で「債権管理ガイドライン」に基づき、適切な事務処理を行っていくこととした。

(31) 制度及び貸付金額を検討すべきもの
(国民健康保険)

診療報酬支払資金貸付金)
当貸付制度は、創設から44年を経過し、現在では市町村において資金管理を確実に行うようになっており、貸付金を利用する事態に至る可能性は低くなっている。また、貸付先の国保連合会においても貸付金を利用する可能性は低いと考えている。

このことから、制度創設時の目的は達成したものと考え、平成16年度から制度を廃止することとした。

(32) 貸付契約が申請より早いので申請について見直すべきもの
(民間社会福祉施設振興資金貸付金)

山梨県社会福祉協議会からの申請は6ヶ月以降となっており、制度貸付の合意性や有効性の判断の前に貸し付ける形となっている。平成14年度から改正されているが、申請即貸付となるので、適切な審査の時間が確保されるよう申請日を見直すべきである。

(33) 制度貸付の目的が達成されていないこと

(民間社会福祉施設振興資金貸付金)
山梨県社会福祉協議会への貸付金は毎年3千万円であるが、未執行額が多く、慢性的に必要額以上の金額を無利息で貸し付けていることになる。毎期の貸付額の見直し、または制度 자체の見直しが必要である。

(31) 制度を検討すべきもの
(高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金)
他の融資制度（住宅金融公庫、県社協の生活福祉資金等）を利用して貸付に利用者が流れているため、最近2年間は利用実績がない。

また、県社協の生活福祉資金に比べて、融資決定の迅速性、保証人の人數及び条件、市町村の利子補給の面で使い勝手が悪く、今後の利用があまり見込めないので、制度そのものの必要性を検討することが必要である。

なお、平成13年度の政策アセスメントにおいて、2年間（平成14、15年度）の経過をみて、上記県社協の生活福祉資金への統合等を検討中である。

(35) 条例の遵守が必要と認められるもの
(高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金)
条例では連帯保証人2名の要件は申

(民間社会福祉施設振興資金貸付金)
民間社会福祉施設で、資金の必要性を知る上でアンケート調査を実施し、貸付金の必要額を把握する中で、県社協と原資貸付の契約を締結した。

(34) 貸付制度を検討すべきもの
(高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金)
平成15年中に貸付実績があったことなどから、事務手続きの簡素化、制度の周知等を行うことにより、利用者の増加を図ることとする。

今後、資金の利用状況や高齢者及び障害者の住宅改修の実態をみた上で、高齢者及び障害者住宅対策の在り方の中で再度検討する。

(35) 条例の遵守が必要と認められるもの
(高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金)
条例どおり、同一市町村内に居住す

請者と同一の市町村に居住するものと規定している（第5条2項3号）。しかし、運営上非常に厳しい条件であるため、申請者と同一市町村居住にかかる、2名の連帯保証人がいれば連帯保証人の要件は満たしているものとしている。条例では借受者が償還期日までに返還しないときは、延滞元金につき年10%の割合をもって延滞利子を徴収すると規定している（第9条）。しかし、現実には延滞が生じた場合でも未だ延滞利子を徴収したことがない。条例の遵守が必要である。

なお、「借受人が災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、貸付金の償還が困難になったと認めるときは、償還を猶予することができる」（条例第10条）及び「借受人が死亡した等の場合であって貸付金の償還が著しく困難になったと認めるときは、未償還の全部又は一部を免除することができる」（条例第11条）ので、これらの規定を弾力的に適用することも検討されたい。

（高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金）既存の借用書は旧利率が印刷されているため、現行の利率に変更するにあたり修正シートで消した後に記入しているが、適正な借用書を用意すべきである。

（高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金）行わなかつたものの、福祉的な配慮もあり実質的に償還の猶予を行い、延滞利子は徴収しない取り扱いをしてきた。

ただし、全部が経済的に困窮しているなどやむを得ない理由で滞納している者の状況確認を行い、特に悪質な理由で滞納している者（特に理由もなく滞納している者で、こちらの再度の支払い請求に理由なく応じない者など）に対しては、延滞利子を徴収することを検討する。

さらに、今後は長期滞納の可能性がある者に対して早めに状況を確認し、必要に応じて償還免除、猶予の規定を適用し、延滞利子が発生しないよう努力する。

なお、正当な理由なく滞納している者については、延滞利子の徴収を実施していくこととする。また、貸付申請時にも延滞利子をはじめ制度の内容についてよく周知することとし、制度の円滑な運用が図れるよう努める。

（36）借用書の利率訂正を行うべき

（36）借用書の利率訂正を行うべき

（高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金）（高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金）既存の借用書は旧利率が印刷されているため、現行の利率に変更するにあたり修正シートで消した後に記入しているが、適正な借用書を用意すべきである。

（高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金）（高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金）既存の借用書は旧利率が印刷されているため、現行の利率に変更するにあたり修正シートで消した後に記入しているが、適正な借用書を用意すべきである。

（高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金）（高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金）既存の借用書は旧利率が印刷されているため、現行の利率に変更するにあたり修正シートで消した後に記入しているが、適正な借用書を用意すべきである。

（38）滞納貸付金元金・貸付利子の回収に一層努めるべきもの（高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金）（高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金）既存の借用書は旧利率が印刷されているため、現行の利率に変更するにあたり修正シートで消した後に記入しているが、適正な借用書を用意すべきである。

（38）滞納貸付金元金・貸付利子の回収に一層努めるべきもの（高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金）（高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金）既存の借用書は旧利率が印刷されているため、現行の利率に変更するにあたり修正シートで消した後に記入しているが、適正な借用書を用意すべきである。

（38）滞納貸付金元金・貸付利子の回収に一層努めるべきもの（高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金）（高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金）既存の借用書は旧利率が印刷されているため、現行の利率に変更するにあたり修正シートで消した後に記入しているが、適正な借用書を用意すべきである。

（36）借用書の利率訂正を行うべき

調査票を作成し回収に努めているが、一層の滞納債権の回収に努めるべきである。
また、本人死亡及び保証人所在不明債権については不納欠損の手続きを検討することも必要である。

(39) 適切な台帳管理による残高管理を行うべきもの

(山梨県看護職員修学資金)
貸付相手先別の残高一覧表を作成していないため、貸付残高のうち、返還義務者に対し返還要請すべきもの、返還免除となり貸付金から落とすべきものなどの内訳が総括的に確認できない。
貸出相手先別明細等の台帳を作成し、貸出全件について在学証明、就業証明等でチェックし、洩れなく返還免除、返還要請の手続きを取るべきである。

(39) 適切な台帳管理による残高管理を行うべきもの

(山梨県看護職員修学資金)
指摘を踏まえ、在学中、就業中、返還中、貸与総額、貸付残高等を記載した貸出相手先別の残高一覧表の作成を進めており、それをもとに、返還猶予申請、返還免除申請、返還計画書の提出等の手続きを行っていない者について、在学証明書、就業状況届等を提出させ、該当する手続きを行うよう督促するなど、適切な台帳管理による残高管理に努めている。

(40) 住宅供給公社事業資金貸付のあり方につき検討すべきもの

(住宅供給公社事業資金貸付金)
公社の分譲資産については、簿価による販売が原則であることから、県は公社に対して販売促進のための簿価を行っているが、地方住宅供給公社法施行規則の一部改正により、平成15年4月1日からは原則として市場価格で販売することとなるので、この貸付金の目的、金額を含めて、そのあり方を検討すべきである。

(40) 住宅供給公社事業資金貸付のあり方につき検討すべきもの

(住宅供給公社事業資金貸付金)
この貸付金について、その目的、金額、公社の財政状況及び保有分譲資産の状況等を含めてそのあり方の検討を行った結果、公社においては、本年度より保有分譲資産の市場価格による販売を実施しているが、この貸付金による分譲事業借入資金に対する利息軽減効果を考慮すると、公社の財政上大きな負担軽減となるため、その販売がある程度進むまでの期間は、現行のまま

未償還金の整理、滞納者の状況把握に努める中で、各事例について個別に検討していく。

(41) 住宅新築資金等の償還手続きの公平性を確保すべきもの
(住宅新築資金等原資貸付金)
市町村が貸付窓口になっているため、県は回取りスクを負わないとしている。よって、債権管理については市町村によって区々な対応に流れやすく、その取扱いに差が生じることがありうる。また、平成16年3月31日には貸付事業も廃止され、専ら貸付金の償還の事務処理を行うこととなる。

したがって、各市町村の今後の取り組みについての情報収集をはじめ債権確保における公正性及び公平性の確保の見地からする調整等については、県の特段の配慮が期待される。

(42) 市町村の貸出しの運営管理等に検査を行うべきもの

(住宅新築資金等原資貸付金)
市町村の報告によると、償還計画額33億8,700万円に対し、滞納額が16億1,600万円であり、償還率は52%となっている。

貸付要領第13によると「知事は必要があると認めるときは、資料の提出を求めることができるほか、運営及び管理等について隨時検査することができること」とされているので、制度貸付の有効性を検証するためにも報告を受けるのみならず、県は市町村の貸出の運営管理等について検査を行うことが望ま

とすることとした。

(41) 住宅新築資金等の償還手続きの公平性を確保すべきもの
(住宅新築資金等原資貸付金)
市町村の取り組み状況を把握のうえ、公正・公平のための調整を図っていく方針である。

(42) 市町村の貸出しの運営管理等に検査を行うべきもの

(住宅新築資金等原資貸付金)
市町村からの報告を聽取する中で必要があるときは、検査を行っていく方針である。